

豊川市監査公表第8号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成30年3月9日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	波多野 文 男

【別紙】

定期監査結果に基づく措置通知書

(教育委員会庶務課・学校教育課・学校給食課)

「定期監査(学校)」

監査実施期間 平成29年 6月23日から
平成29年 8月22日まで

豊川市監査公表第36号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 保護者から徴収した学校給食費(公費)を市の口座へ振り込むまでに、インターネット決済を利用している学校が見受けられる。インターネット決済に関して、公費の振り込み時に利用することの是非について検討されたい。また、インターネット決済を利用する際、特定の職員のみで行えるような運用が見受けられたので、リスク管理面から複数人で事務を行うなどのチェック体制の整備や事故・トラブルの防止に着目したマニュアルの策定等、利用方法について検討されたい。</p>	<p>(措置内容)</p> <p>1 インターネット決済利用の是非 インターネット決済は、パスワード管理などの情報セキュリティ面で安全性が確保されているものであり、学校事務の効率化を図る上で有効な手段であると評価し、教育委員会としてその使用を認める。 ただし、会計処理におけるリスク管理に配慮する必要もあるため、全校にその取扱手順を示し、徹底を図ることとする。</p> <p>2 手順の作成 公金取扱時のチェック機能を強化し、不正や事故を防ぐため、インターネット決済利用前後における校長決裁等を明記した「学校徴収金関連事務処理手順書」を定め、適正な会計処理の徹底を図る。</p> <p>3 全校への周知 平成30年2月1日の校長会で手順書を周知し、インターネット決済を利用している25校での徹底を促した。</p> <p>4 運用開始 平成30年4月分の徴収より運用を開始する。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成30年2月28日現在のものである。